

議案第 11 号

西尾市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案反対討論

議席番号 28 番 鈴木 規子

私は、議案第 11 号西尾市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案反対の立場で討論いたします。

本改正案は、第 6 条第 2 項にある市議会議員の 6 月・12 月の期末手当の支給割合を変更し、「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に、そして、「100 分の 147.5」とあるを「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改めるというものであります。

影響額としては、議長が 4 万円、副議長が 3.7 万円、議員が 3.3 万円、それぞれ増額となるものであります。

しかし、28 年度当初予算でもわかるように、本市を取り巻く財政環境は非常に厳しいものとなっております。法人市民税は一部国税化によって前年より 8 億円の減収見込みですが、26 年度決算では 33 億円あったものが、33 年度以降はさらに減り 19 億円程度しか見込めないとされています。合併特例の交付税一本算定も残り 1 年で、削減が始まり、平成 34 年には特例分はゼロとなります。これに対する速やかな対応が必要であることは、この間、与党会派からも繰り返し提言されてきたところであります。

アベノミクスによる景気回復は一部大企業にはともかく、本市に多い中小企業には一向にその効果は見られません。消費税引き上げによる社会保障の拡充と再構築は未だ手つかずであり、国民の政治への不信感が高まるばかりであることは、皆さんもご承知の通りです。

住民の暮らしは一向に良くならない、これから先の景気回復はどう見込めるのか、マイナス金利の影響はどう表れるのか、不安要素は高くなるばかりです。

こうしたなかでの議員期末手当の値上げであります。議案第 12 号では市長以下特別職、そして、議案第 13 号では、職員の地域手当の値上げが上程されています。

私は、今この時期の増額は控えるべきと考えます。提案理由は、社会情勢に即するよう措置する必要があるとありますが、多くの市民や私には、そのような必要があるとは、到

底、思えません。

議員の中には、今回の増額はわずかな額ではないかという意見もあります。しかし、市民の多くは、そのわずかな増額すら得られていないのです。来年4月に予定されている消費税の増額ですら先延ばしが論議されているのです。国、人事院は、アベノミクスの成功を演出するために大企業や自治体の給与を増額させようとしているに過ぎません。

ここで議会が、自分たちの報酬の増額を議決すれば、議会は市民の信頼を失い、市民の多くから蔑まれることになりましょう。私は、市民が少しでも景気の回復を実感できるようになってからにすべきと考え、本案への反対討論といたします。